

○ 本件で公表する自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正案と同様の改正を行う告示

| 告示の題名   | 根拠となる法令の条項                  |
|---|-----------------------------|
| 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準                        | 銀行法第 52 条の 25               |
| 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準               | 信用金庫法第 89 条第 1 項            |
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 | 協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項 |
| 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件                              | 金融商品取引法第 57 条の 17 第 1 項     |
| 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準  | 農業協同組合法第 11 条の 2 第 1 項      |
| 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準  | 水産業協同組合法第 11 条の 8 第 1 項     |
| 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準   | 農林中央金庫法第 56 条               |
| 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準  | 株式会社商工組合中央金庫法第 23 条第 1 項    |
| 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準               | 労働金庫法第 94 条第 1 項            |